

労働保険の電子申請をぜひご利用ください！

便利な入力チェック機能と計算機能を活用して、記入漏れや計算ミスを防ぎましょう！

労働保険に関する申請や届出について、書面での手続きではなく「電子申請」※1を使うことで、インターネットを経由して「カンタン・便利に」手続きできます。

自宅やオフィスなどから、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」サイトにアクセスし、24時間いつでも申請や届出を行うことができます。

※1 電子申請の利用にあたっては、あらかじめ電子証明書の取得が必要になります。

但し、GビズIDを利用してログインする場合は、電子証明書の取得は不要です。(GビズIDアカウントの取得は無料)

★いつでもどこでも手続可能！

窓口に向う必要がありません。窓口の開設時間にとらわれず、24時間365日手続きが可能です。

★簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけで済みます。

■ 詳しくは、同封の「令和7年度 労働保険年度更新 申告書の書き方」をご参照ください ■

労働保険料の口座振替納付もぜひご利用ください！

1. 口座振替による納付のメリット

口座振替納付日に、あらかじめ届出いただいた口座から労働保険料を引き落とし、納付する制度です。

☆ 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。

☆ 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません。

※口座振替の手続きを一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。

☆ 手数料はかかりません。

☆ 保険料の引き落としに**最大約2カ月**(全期・1期の場合) ゆとりができます！

2. 口座振替の申込手続

○ 口座振替を希望される方は、「口座振替依頼書」を口座を開設している金融機関の窓口**に3枚全て**提出してください。 ※「口座振替依頼書」は、労働局保存用、金融機関提出用、事業主控の3枚1組です。

○ 令和7年度より対象金融機関にインターネット専業銀行として初めて「GMOあおぞらネット銀行」が加まりました。

○ 申込用紙は、厚生労働省ホームページ↓からダウンロードすることができます。

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

3. 口座振替納付日 (令和7年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	令和7年 7月10日	令和7年10月31日	令和8年 1月31日
口座振替納付日	令和7年 9月 6日	令和7年11月14日	令和8年 2月14日
口座振替申込期限	令和7年 2月25日	令和7年 8月14日	令和7年10月11日

※2

※2 第2期、第3期については、労働保険料の延納が認められた場合に対象となる口座振替日です。

口座振替納付日の約3週間前と約3週間後に、引き落とし内容と結果をハガキでお知らせします。

千葉県最低賃金をご確認ください！

千葉県最低賃金は、令和6年10月1日から【時間額 1,076円】です。